

## 総合評価落札方式に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領

(趣旨)

第1 この要領は、須坂市建設工事総合評価落札方式（特別簡易型）試行要領により落札者を決定する入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第2項の規定に基づく低入札価格調査制度の事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2 この要領は、設計金額100万円以上の総合評価落札方式による競争入札に適用する。

(適用基準価格)

第3 この要領を適用するための価格基準は、その価格を下回った場合に調査の実施を省略し、失格とする失格基準価格とする。

(失格基準価格の設定)

第4 失格基準価格は、須坂市最低制限価格制度実施試行要領及び別記に定める「最低制限価格設定基準」に準じて設定し、あらかじめ予定価格調書に失格基準価格を記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第5 入札を行う場合は、入札に参加しようとする者に対し、次の事項について周知するものとする。

- (1) 失格基準価格が設定されていること。
- (2) 失格基準価格を下回った入札者は、調査することなく失格となること。

(入札の執行)

第6 入札執行者は、入札の結果、失格基準価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札は無効となることとする。この場合、入札者に対し当該入札者は落札者としないう旨を通知するものとする。

2 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で失格基準価格以上の価格で入札を行った者があるときは、このうち、最低の価格をもって入札した者の価格を有効な最低の入札価格とするものとする。

(補則)

第7 この要領に定めるもののほか、総合評価落札方式に係る低入札価格調査制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成21年3月3日から施行し、平成21年4月1日以降、財務規則第106条第1項の規定による公告及び第117条第2項の規定により通知して総合評価落札方式を適用する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成22年3月26日から施行し、平成22年4月1日以降、財務規則第106

条第1項の規定による公告及び第117条第2項の規定により通知して総合評価落札方式を適用する案件から適用する。